

## 消費税率の改定に伴う水道料金等の改定について

社会保障の安定財源の確保等を図るため、平成26年4月1日から消費税率が8%に引き上げられることに伴い、当組合においても、同日以降の水道料金並びに下水道使用料に係る消費税率を、現行の5%から8%に改定いたしました。

ただし、平成26年3月31日前から継続して水道を使用している場合は、経過措置として平成26年4月検針分〔5月水道料金〕に限り、従前の5%の消費税が適用されます。

経過措置は下記のとおりとなりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### ○継続して使用している場合

検針	年月		平成26年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
4月検針分 (消費税率5%)			検針 水道ご利用期間	ご請求月 (消費税率5%)		
5月検針分 (消費税率8%)			水道ご利用期間	検針	ご請求月 (消費税率8%)	

※4月に検針ができない場合も、4月認定分〔5月水道料金〕は消費税率5%が適用されます。

### ○新規又は休栓している箇所を4月以降に開栓する場合

検針	年月		平成26年			
	2月	3月	4月	5月	6月	7月
4月検針分 (消費税率8%)			検針	ご請求月 (消費税率8%)		

### 【お客様へお願い】

冬期間明けの4月に検針（実施日：4月15日～25日）が行えるよう、お客様皆様から水道メーターのボックス（主に水色又は黒のプラスチック製）の除排雪にご協力をお願いいたします。